

建設工事入札参加業者 各位

一般競争入札で設定している配置技術者の実績について

本年度より、一般競争入札の一部で「入札参加企業の実績のほか、配置技術者の実績（工事成績評定点など）を参加要件とする入札（以下「実績入札」という。）」を試行していますが、一部の企業の実績に疑義が生じたので、下記のとおり市の考え方を示します。

つきましては、配置技術者の実績については、十分ご注意をお願いします。

記

- 1 実績入札を参加要件としている「請負金額や工事成績評定の技術者の実績（以下「技術者実績」という。）」の取扱いについては、次のとおりとします。

技術者実績は、1人の主任（監理）技術者が該当工事の現場専任期間の全てに従事していた場合のみ認めます。

現場専任期間とは、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等の開始から「工事履行届の履行日」までとします。

主任（監理）技術者が途中で変更している工事は、変更前・後の主任（監理）技術者のどちらとも「技術者実績」としては認めません。

実績入札の配置予定技術者とするために、他の工事の現場代理人・主任（監理）技術者となっている技術者を別の技術者と変更させることは認めません。

実績入札の工事に配置した主任（監理）技術者を途中で変更させることは認めません。（注）退職、病気休業等の特別の理由がある場合を除きます。

監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国制定）では、工事現場に配置した「主任（監理）技術者」の途中変更については、原則認めていません。また、実績入札の導入の趣旨は「工事の経験がある技術者」、「工事成績の優秀な技術者」を配置することですので、技術者実績は 1 工事に 1 技術者が前提となります。

- 2 なお、**総合評価方式一般競争入札における配置予定技術者の施工実績の審査については、上記によりません。**
- 3 実績入札の公告例は別紙のとおりです。

別紙（実績入札の公告例）

例 1 技術者の工事成績

平成 17 年 4 月 1 日以降に新潟市発注・竣工の，当初請負金額 2 千万円以上の土木一式工事で，75 点以上の工事成績評定を受けていること（ただし，旧巻町分については合併後の発注・竣工に限る。）

主任（監理）技術者の実績要件も上記と同じ。（ただし同一工事である必要はなく，過去に在籍した会社での施工工事でもよい。）また，一級土木施工管理技士の資格を有するもので，建設業法における土木工事業に対応した監理技術者証の交付を受けているものを配置すること。

例 2 技術者の工事实績（請負金額）

平成 10 年 4 月 1 日以降に竣工した，請負金額 2 千万円以上の土木一式工事で，公共工事又はコリンズ（CORINS）登録の公共発注機関等の工事の元請実績（単体，又は共同企業体の構成員としての実績。代表者以外の構成員の実績の場合は平成 18 年 2 月 1 日付け「一般競争入札工事の実績要件について」参照）があるもの。

配置技術者の実績要件も上記と同じ。（ただし同一工事である必要はなく，過去に在籍した会社での施工工事でもよい。）また，一級土木施工管理技士の資格を有するもので，建設業法における土木工事業に対応した監理技術者証の交付を受けているものを配置すること。